

## 活動地域の行政区の合意について

杵築市長 様

団体名  
代表者氏名  
電話番号

所有者不明猫に係る地域活動団体登録申請を行うにあたり、下記のとおり説明し行政区の合意が得られたので提出します。

### 《団体による所有者不明猫に係る地域活動の内容説明》

#### ◎活動内容について

- ・杵築市に登録が認められた3名以上の団体が活動を行います。
- ・不妊・去勢手術を行った所有者不明猫(野良猫)の世話を団体が行います。手術済みの猫は耳にV字の切れ込みがあります。世話をする猫が原因で起こったトラブルについては団体が責任を持って対処します。
- ・世話については、①エサやりは決まった時間に決まった人間が決まった場所で行います。②猫用トイレをつくり、定期的に清掃などを行います。

#### ◎猫トラブルの大きな原因についての対処

- ・フン尿の被害(匂いや衛生面、草木が枯れるなどの問題)について  
→不妊・去勢手術を行うことで、オスがマーキングの際に生じる匂いの強い尿を減らせます。また、猫はエサ場の近くでフンをする習性があるため、猫用トイレを設置し掃除を定期的に行うことで、被害が少なくなるように努めます。
- ・生ゴミなどの食い荒らしについて  
→必要な量のエサを与え、被害が減るように努めます。
- ・うるさい鳴き声などについて  
→不妊・去勢手術を行うことで、猫は性格が穏やかになり、さらにエサを必要だけ与えられているため、猫同士のケンカは少なくなります。また、発情がなくなるため発情期の大きな声の抑制が見込めます。

上記のことについて団体から説明を受け、活動内容について、行政区内の住民の中で一定の合意が得られました。

年 月 日

行政区名:  
区長氏名:

※裏面もあります。また、本書類は市に提出後、市から区長に写しを渡します。

## Q 1

そもそも、エサやりを行わなければ野良猫がいなくなるのではないか？

## A 1

猫には縄張り(テリトリー)があります。エサがもらえなくなれば、その縄張りの中でどうにかエサを得ようと行動します。具体的には、ゴミをあさったり、家畜のエサなどを食べたり、限られたエサをめぐる猫同士でけんかをしたりなど、様々な問題行動が発生します。

縄張り内でどうしてもエサが食べられない状況が続いたときなどは、他所の地域にいきますが、行った先で同じような問題が起こるだけです。

また、野良猫に対するエサやりは法律で禁止された行為ではありません。ただし、マナーを守らないエサやり(エサを置きっぱなしにする。トイレの世話をしない)は、周辺環境の悪化や住民トラブルの原因となるため、推奨されません。

## Q 2

野良猫は保健所に連れて行ってもらえばいいのではないか？

## A 2

野良猫は「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)」に規定された「愛護動物」であり、よほど大けがをしている、不妊・去勢手術を行うなどの理由で一時的に保護するなどの理由以外では捕獲もできません。

※2019年に「おおいた動物愛護センター(大分市廻栖野)」ができました。以前は「東部保健所」が杵築市の犬猫関係の管轄でしたが、「おおいた動物愛護センター」が日田市、九重町、玖珠町、中津市、宇佐市及び豊後高田市を除く大分県内全域を担当します。

なお、野良犬については「狂犬病予防法」という法律によって、発見されしだい捕獲が行われます。